

## 約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新約款	旧約款
<b>第 7 条 ( 証拠金 ) 2</b>	ある時点において弊社に預託されている有効証拠金 ( 本規程において規定されます。 ) から評価益を引いた額が、当該時点においてお客様の保有するポジション ( 建玉 ) に係る取引証拠金並びに当該時点における注文中証拠金の合計額を超過している場合には、お客様は、当該超過分の全部又は一部の返還を受けることができるものとし、弊社はお客様よりかかる返還の請求があった日から起算して原則として 2 営業日以内に当該金銭を返還するものとします。	2. ある時点において弊社に預託されている有効証拠金 ( 本規程において規定されます。 ) から評価益を引いた額が、当該時点においてお客様の保有するポジション ( 建玉 ) に係る取引証拠金並びに当該時点における注文中証拠金 <u>及び出金依頼額</u> の合計額を超過している場合には、お客様は、当該超過分の全部又は一部の返還を受けることができるものとし、弊社はお客様よりかかる返還の請求があった日から起算して原則として 2 営業日以内に当該金銭を返還するものとします。
<b>第 8 条 ( 強制決済 ) 1</b>	( 7 ) 死亡したとき。	( 7 ) 死亡したとき。 <u>( 但し、相続人全員が署名捺印した書面により代表相続人を選定し、弊社が当該代表相続人による本取引の継続を承諾した場合を除きます。 )</u>